

新型コロナワクチン接種のお知らせ

令和5年秋開始接種を**未接種**の皆さまへお知らせいたします。

初回接種を受けた方で、令和5年9月20日以降に新型コロナワクチン接種を受けていない方は接種が可能です。

接種券を送付したピンク色の封筒には「有効期限 2023年12月31日(日)」と記載されておりますが、「2024年3月31日(日)」まで接種を受けることが可能です。お手元の接種券をご利用ください。

新型コロナワクチンの全額公費による接種は**3月31日で終了**します。接種を希望される方は、期限内に接種をお済ませください。

接種の際は予約が必要となりますので、健康保険課または予約サイトで予約をお願いします。

詳しくは村ホームページをご確認ください。

詳しくはこちら



WEB予約はこちら



お問い合わせ：健康保険課 ☎966-1217

気づこう！防ごう！「高齢者虐待 障がい者虐待」

高齢者虐待防止法及び障がい者虐待防止法は、家族など本人の世話をする方や施設で働いている方などによる虐待の防止を図り、本人の権利を守ることを目的としています。

虐待の背景には、介護疲れや介護ストレス、認知症や障がいに対する理解不足などがあります。さまざまな理由から心身ともに追いつめられ、自分では気づかずに虐待してしまっていることや、気づいても歯止めがきかなくなっていることもあります。

虐待を防ぐには早期発見が重要です。できる限り早期に発見することで事態の深刻化を防ぎ、高齢者・障がい者を守るだけでなく、虐待している人を救うことにもつながります。

些細なことでも構いません。気になることがあれば迷わず相談してください。

このような行為は虐待行為になります

身体的虐待

- ・たたく、殴る、蹴る、つねる、やけどを負わせる
- ・ベッドに縛りつけるなど

性的虐待

- ・裸にする、わいせつな話をする、性的行為の強要など

経済的虐待

- ・本人の財産を無断で処分する
- ・日常的に必要なお金を渡さない
- ・年金、預貯金などを本人の意思に反して使うなど

心理的虐待

- ・怒鳴る、ののしる、無視をする、悪口を言うなど

介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

- ・食事を十分に与えない、脱水、栄養失調のままにする
- ・お風呂に入れない、おむつを替えない、必要とするサービスを利用させないなど

●ひとり(家族)で抱え込まないで専門機関や地域の相談窓口を活用しましょう。

高齢者虐待に関する相談・通報：恩納村地域包括支援センター(福祉課内)

障がい者虐待に関する相談・通報：福祉課 地域福祉係 ☎966-1207

※守秘義務により相談者の情報は守られます。